地域福祉人材育成助成金

町では福祉の分野に理解と熱意を持つ人材を確保・育成し、地域福祉の充実を図るため、福祉に係る資格を取得し、介護保険サービス事業所または障害福祉サービス事業所に勤務する方に対し助成金を交付しています。交付要件に該当する方は申請してください。

助成額及び交付要件

【5万円】

▼事業所での勤務経験のない方で、対象となる資格のいずれかを取得し、新規に対象となる所在地にある事業所で勤務を開始された方

▼対象となる資格のいずれかを有し、事業所での勤務経験のある方が結婚、育児、病気等の理由により3年以上の離職期間を経て、対象となる所在地の事業所で勤務を開始された方

【3万円】

対象となる所在地の事業所に勤務される方で、自己の技能向上のために、対象となる資格を新たに取得された方

※助成金の申請は1人1回を限度とします。ただし、自己技能向上のため、新たに資格を取得された場合はその都度3万円が支給となります。

助成の対象となる方

次の条件の全てに該当する方

▼助成金申請日において嵐山町に住所がある方

▼町税等を滞納されていない方（同一世帯に属する方も含みます）

▼助成金申請日において、対象となる所在地の事業所に勤務されている方

対象となる資格

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士、手話通訳士、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者

対象となる事業所所在地

嵐山町、東松山市、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

申請

勤務を開始した日（資格取得については、資格を取得した日）から1年以内に申請してください。申請用紙は役場福祉課に用意してあります。また、町ホームページからも取得できます。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して給付金が支給されます。

町では、世帯全員の令和4年度の住民税が非課税の世帯に対し、11月下旬以降に通知する予定です。なお、対象世帯等の詳細は町ホームページへ掲載します。

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第11回特別弔慰金の請求を受け付けています。請求期限が近付いていますので、請求のご意向をお持ちで、まだ請求されていない方は、お早めにお手続きください。

支給内容　額面25万円
5年償還の記名国債

請求期限　令和5年3月31日(金)まで

※請求期限を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることはできません。

請求書類　福祉課社会福祉担当までご請求ください。請求者により書類の種類が異なります。

※支給対象者等の詳細については、お問い合わせください。

※令和2年4月1日以降に、既に第11回特別弔慰金の請求を行っている方は改めて手続する必要はありません。

環境課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0719

野焼き（野外焼却）は禁止

廃棄物を野外焼却することは一部を除き、法律で禁止されています。

また、一般家庭用の焼却炉（ごみ処理施設は除く。）で焼却することも同様に禁止となりますので、一般家庭から出るごみは、ごみ・資源分別収集カレンダーに従って適正な処理をお願いします。

詳細は町ホームページ、ごみ・資源分別収集カレンダーをご覧ください。

事業系一般廃棄物ごみ処理手数料の改定

小川地区衛生組合では、ごみ処理に係るコストが上昇し、現在のごみ処理手数料との差が生じていることから、次のとおり事業系一般廃棄物のごみ処理手数料を改定いたします。

ごみ処理に係る費用負担の適正化を図るための改定となりますのでご理解いただきますようお願いします。

詳細は小川地区衛生組合ホームページまたは町ホームページをご覧ください。

改定時期　令和5年4月1日(土)から

改定額　300円（10kg当り）

※今回の処理手数料の改定は「事業系ごみ」が対象です。家庭系ごみの処理手数料は、変更ありませんのでご注意ください。

猫の飼い方

猫を屋外で飼うことで、近隣の住民の生活環境の悪化に繋がる（自宅庭にフンをされて困っている、畑の作物を荒らされて損害を被った等）といった相談が寄せられています。トラブルや交通事故を防ぐためにも、動物の適正な飼い方について確認しましょう。

詳細は町ホームページをご覧ください。

河川などの異常水質事故防止にご協力を

河川や水路に油や薬品などが流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響が出る異常水質事故が多く発生しています。

年末の大掃除などの際に、不要な塗料や油、農薬などの取り扱いは十分にご注意いただき、決して河川や水路、側溝に流さないようお願いします。

事故対応の費用は、事故原因者の負担となります。

もし、異常水質事故を見つけた場合には、速やかにご連絡ください。

連絡先

▼県東松山環境管理事務所
TEL0493-23-4050

▼環境課
TEL0493-62-0719

農政課からのお知らせ

問 TEL0493-59-6671

狩猟免許取得費用の補助

近年、イノシシ及びニホンジカによる農作物被害報告や住宅近辺での目撃情報が寄せられています。一方、捕獲の担い手は、高齢化により不足している状況です。

担い手不足解消のため、狩猟免許取得（わな猟）に係る費用の一部を補助します。

なお、補助を受けて狩猟免許を取得いただいた方には、町の有害鳥獣捕獲にご協力いただきます。

受験者の人数には限りがありますので、事前に予備申請が必要となります。

詳細は県ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

※イノシシ及びニホンジカの捕獲は、狩猟免許の保有、かつ町からの許可がないと行えません。

補助対象　狩猟免許試験料（わな猟）
診断書作成料　事前講習会受講料

補助率　1／2

農業委員会事務局からのお知らせ

問 TEL0493-59-6671

農地パトロールの実施

調査対象　町内のすべての農地

調査期間　11月8日(火)～11日(金)
期間内で終了しなかった場合は延長します。

調査方法　農業委員、農地利用最適化推進委員、町職員により農地の現況を調査します。

調査内容　利用状況（遊休農地）調査

その他　立ち入りについてご理解ください。調査の際立ち会いは必要ありません。

まちづくり整備課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0721

木造住宅耐震診断費用の補助

昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅または兼用住宅が対象です。なお、申請の期限は11月30日(水)です。

※予算の範囲内での補助

▼耐震診断費用の2分の1以内の金額を補助（補助の上限は町外業者で3万円・町内業者で3万7千円）

▼申請時までに埼玉県が実施する簡易耐震診断を受け、その結果、総合評価が1・0未満のもの

※補助対象要件等、詳細は町ホームページをご覧いただくか、まちづくり整備課までお問い合わせください。

※耐震診断に伴う改修及び耐震化促進リフォームについてはご相談ください。

ブロック塀等撤去費の補助

通学路沿道等に面した倒壊のおそれがある危険ブロック塀を撤去する工事が対象です。なお、工事着手前の申請が必要で、申請の期限は11月30日(水)です。

※予算の範囲内での補助

▼通学路に面したブロック塀の高さ1・0m以上、傾斜、ひび割れ等の危険ブロックの撤去工事

▼工事費用の3分の2以内の金額を補助（補助の上限は20万円）

※補助対象要件等、詳細は町ホームページをご覧いただくか、まちづくり整備課までお問い合わせください。